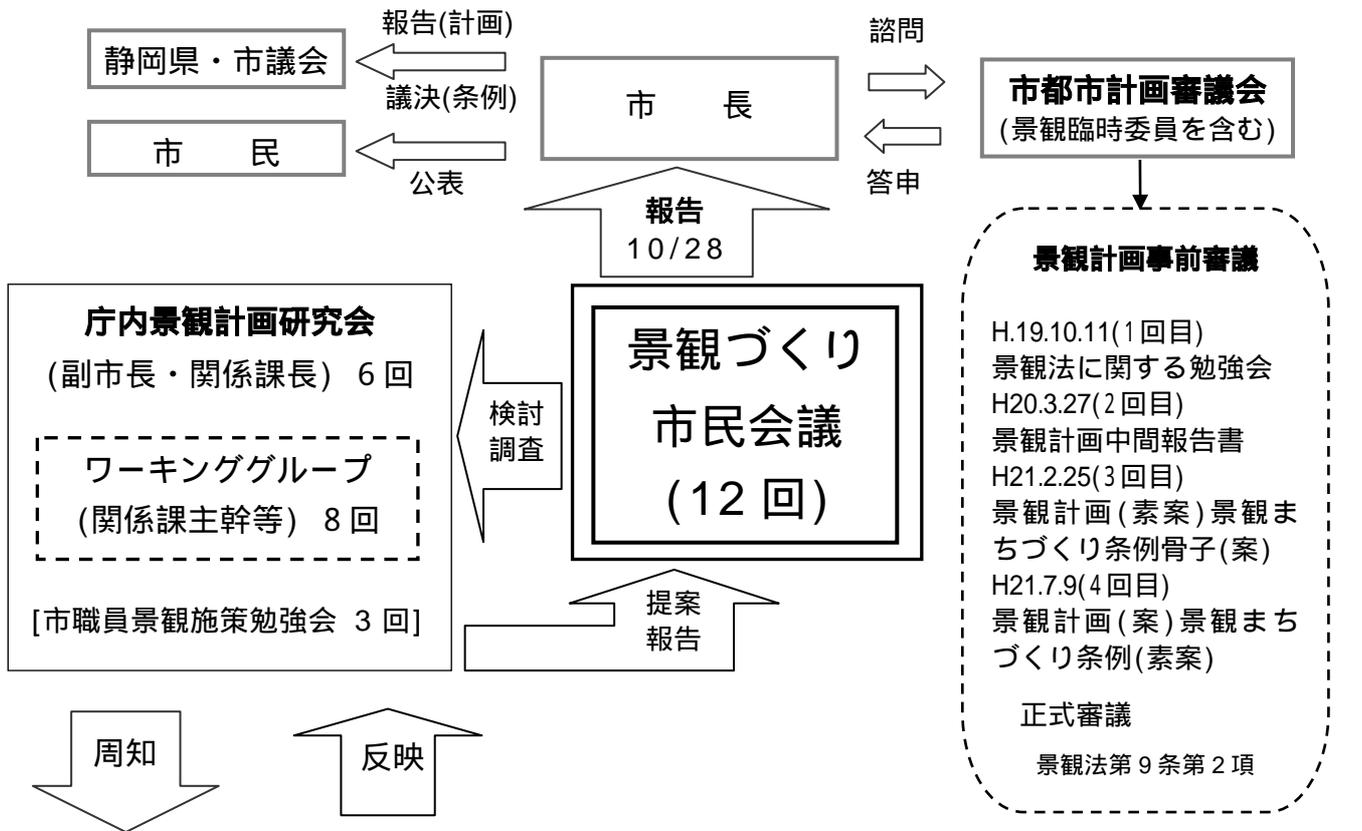


下田市景観計画及び景観まちづくり条例の策定体制・経過



市民参加について(平成 19・20・21 年度)

【景観啓発イベント】

- 「私の好きな下田の風景」
絵画・写真コンテスト 169名
[風景展、パネルディスカッション]
- 講演会「子どもとともに育む
下田の景観」 40名
- 景観ワークショップ
2日×2回 延81名
- 景観シンポジウム 46名

【景観重点地区の検討】

- ペリーロード沿道地区
意向調査 35件
個別聞き取り調査 2回
意見交換会 2回
- 雑忠家・旧南豆製氷所周辺地区
意見交換会 2回
意向調査 51件
個別聞き取り調査 1回

【アンケート調査】

- 市内 小・中学生、高校生
- 一般市民、観光客等
(約 2,200 枚配布、回答 1,421 名)

【市民意向調査】

- 地域別観まちづくり会議
6地域×各3回 (322名)
- 市民説明会 1回(26名)
- 意見公募(パブリックコメント)4名

【市民周知】

- 広報しもだ 4回掲載
- 市ホームページ 随時掲載
- 概要版の全戸配布 2回
- 景観委員通信 2回
- CATV(景観計画策定に向けて)

下田市景観計画及び景観まちづくり条例の体系

景観計画資料編
現況及び課題、各地域・各重要地区の景観形成の方向性

景 観 計 画

景観計画の区域

- ・市域全域
- ・景観誘導ゾーン（5ゾーン）を設けゾーンの特色を活かした景観誘導
- ・景観重点地区を指定し重点的かつ積極的に景観まちづくりを実施（候補としてペリーロード沿道地区）

良好な景観の形成に関する方針

- ・基本理念：“下田まち遺産”を未来へ
- ・ゾーン別、重点地区別の景観形成方針
- ・推進方針：“下田まち遺産”を「知る」、「創り・育てる」、「支える」

行為の制限に関する事項

- ・全域、ゾーン、重点地区ごとに届出対象行為・規模及び景観形成基準を定め誘導（配慮した事項について届出を行う緩やかな基準）
- ・届出の対象にならない延床面積 10 m²を超える建築物については、景観配慮事項取組書を提出（市民全体の景観形成に関する意識の向上）

その他の事項

- ・景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
- ・景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項
- ・屋外広告物、景観農業振興地域整備計画、自然公園法の特例に関する事項
- ・景観まちづくりの推進方策

景観まちづくり条例

下田独自の景観まちづくりの制度・仕組み

- ・下田認定まち遺産、下田登録まち遺産制度
- ・身近な景観まちづくり制度
- ・景観まちづくり市民会議
- ・景観まちづくりを支援する制度
- ・（景観まちづくり基金）
- ・表彰・助成等

【景観まちづくり基金条例】

景観法に基づく事項

- ・景観計画策定に関する事項
- ・行為の制限等に関する事項
- ・景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項
- ・景観まちづくり審議会

景観まちづくり条例施行規則

- 景観計画・行為の制限等に関する事項
- 景観重要建造物等に関する事項
- 景観まちづくり審議会の設置に関する事項

建設課内部資料

- 実務の流れ等の手引き
- 景観形成基準適合判断のための内部基準

関連・要綱・要領等

- 下田まち遺産認定・登録要綱
- 身近な景観まちづくり協定要領
- ・まちなみ看板協定
- ・まちなみ緑花づくり協定
- 景観まちづくり市民会議設置要領
- 景観まちづくりを支援する制度要綱
- ・景観まちづくり人材バンク制度
- ・下田らしい素材バンク制度
- ・景観まちづくり地域貢献登録制度
- ・景観まちづくり推進組織
- ・表彰
- ・助成
- 景観法届出行為に関する説明会開催要領
- 景観まちづくり助成金交付規程